建設関連業の登録業者に関する情報提供システムについて

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課　企画専門官　新宅（しんたく）　幸夫（さちお）
建設振興第二係長　竹居（たけい）　雅彦（まさひこ）

1　はじめに

「測量業」「建設コンサルタント」および「地質調査業」の３業種は建設関連業と呼ばれ，建設生産システムの「上流部」から「下流部」にいたる幅広い範囲で，技術サービスの提供者として機能しています。その成果は社会資本の品質を左右するなど大きな影響を与える業種であり，これまで建設産業において重要な役割を担ってきました。

また，建設関連業においては，「発注者の便宜に供する」ことと「業の健全な発展に資する」こと，ひいては公共の福祉の増進（国民の利益）に資することを目的に，登録制度が制定されています（**表―１**）。

表―１　登録制度の概要

業種	測量業者	建設コンサルタント	地質調査業者
根拠法令等	測量法（昭和24年法律188号，業者登録昭和36年法律106号追加）	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）
規制の性格	法律による規制（登録がなければ測量業を行うことは不可），登録制（有効期間５年）	任意の制度（登録がなくても建設コンサルタントを行うことは可），登録制（有効期間５年）	任意の制度（登録がなくても地質調査業を行うことは可），登録制（有効期間５年）
目的	国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し，若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について，その実施の基準及び実施に必要な権能を定め，測量の重複を除き，並びに測量の正確さを確保するとともに，測量業を営む者の登録の実施，業務の規制等により，測量業の適正な運営とその健全な発達を図り，もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資すること（測量法第１条）	建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて，建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる，個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し，これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて建設コンサルタントの発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）	地質調査業者登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する地質調査業者について，建設省に備える地質調査業者登録簿に登録することによる，個々の地質調査業者の業務内容を公示し，これらの地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて地質調査業者の発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）
登録に関する実質的要件	営業所ごとに測量士（技術者として基本測量・公共測量に従事する者）を１名以上置くこと（法第55条の13）	登録する部門毎に専任の技術管理者を置くこと（規程第３条１項１号） 建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同２号）	専任の技術管理者を置くこと（規程第３条１項１号） 営業所毎に専任の現場管理者を置くこと（同２号） 地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同３号）

登録制度は，国や地方公共団体等の発注者が発注業務に関して登録されている情報を利用する形で活用されており，主に入札資格参加審査時や入札公告時に，当該企業が入札に参加するのに必要な財産的要件および技術的要件を満たしているかといった点について確認するために活用されています。

しかしながら，平成20年の国土交通省調査によると，地方公共団体における登録制度の認知度は約６割にとどまっています。一方で，登録制度を認知している地方公共団体のほとんどが登録制度は今後も必要だと感じており，登録制度の重要性も示されています（**図－１，２**）。

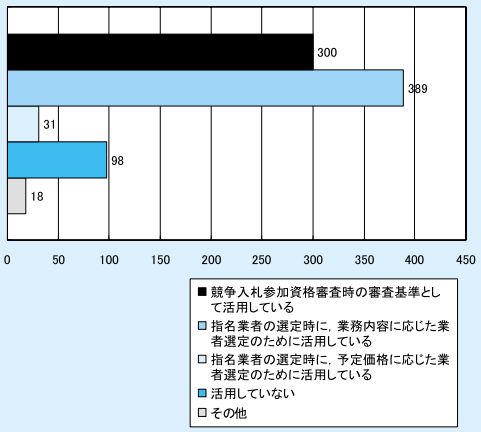

図－２　地方公共団体における建設コンサルタント登録制度の活用実態

業務成果の品質を確保するためには，技術力および経営力に優れた企業（受注者）を選定することが必要です。そのためには登録制度をより一層活用すべきであり，このことは，平成22年４月にとりまとめられた「建設関連業の課題と展望」（建設関連業検討会（座長：小澤一雅 東京大学大学院教授））においても指摘されています（活用事例は**図－３**）。

これを受け，国土交通省においては，公

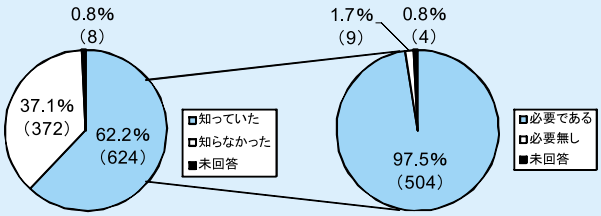

図－１　地方公共団体における建設コンサルタント登録制度の認知度（左）と必要性（右）

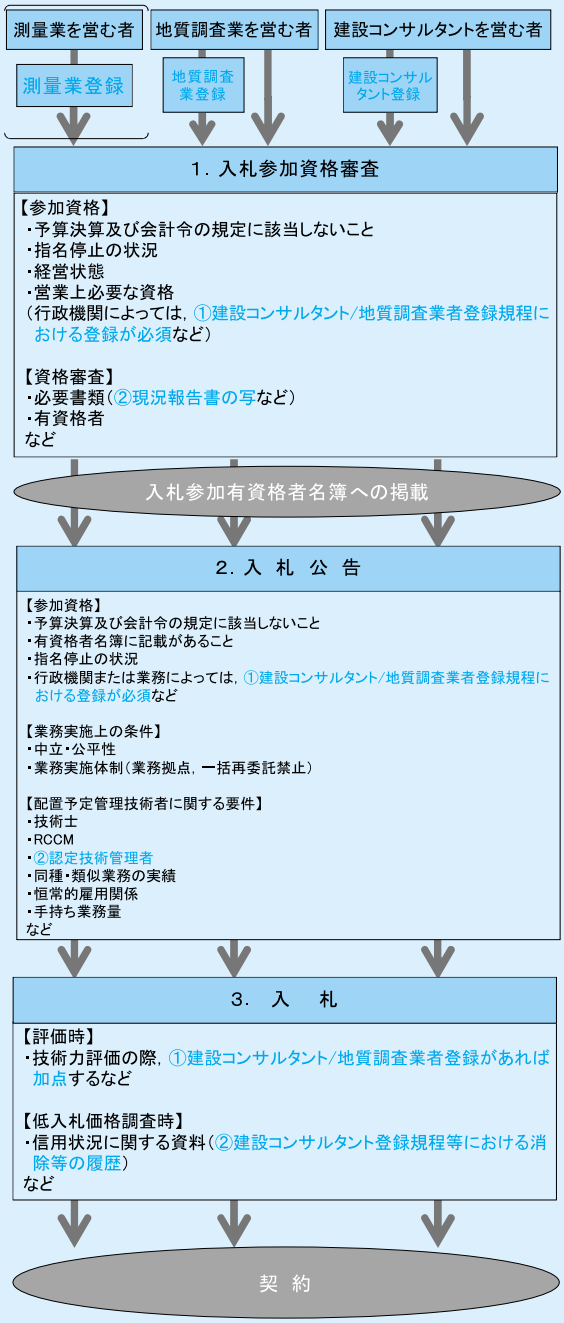

（注）　測量業については公共測量等の営業を行う上で測量法に基づく登録が必須なので，参考として掲載。

図－３　公共機関における入札契約フローと登録制度の活用

共調達において建設関連業の登録制度をより一層活用していただくことを目的に，建設関連業の登録業者に関する情報を提供するシステム（以下「情報提供システム」という）を作成し，11月21日から国土交通省ウェブページにて公開したところです。

2　情報提供システムについて

(1)　情報提供システムの仕組み

国土交通省本省および地方整備局等において，建設関連業の登録事務を行うために，「建設関連業者登録システム」を運用しています。

情報提供システムは，「建設関連業者登録システム」から情報提供を行う項目を抽出の上，作成しており，月に１回程度の更新を行っています（**図－４**）。

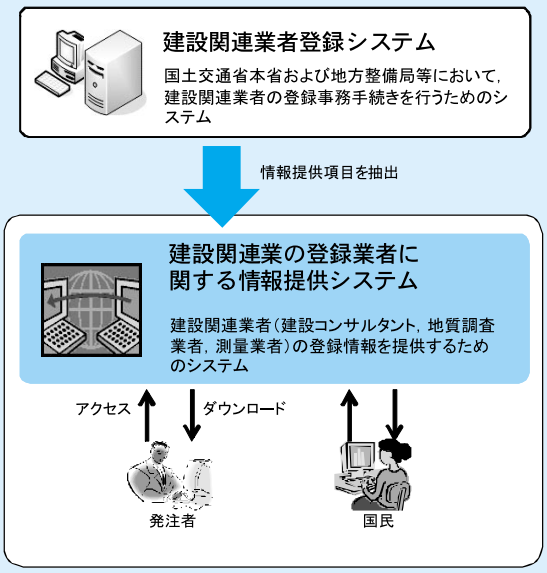

図－４　建設関連業の登録業者に関する情報提供システムの仕組み

(2)　情報提供項目等について

情報提供を行う対象は，建設関連業（建設コンサルタント，地質調査業者，測量業者）における以下の項目となります。

①　基本情報

登録番号，登録年月日，商号または名称，資本金，測量の種類（測量業者のみ），営業所（種別，名称，郵便番号，所在地，電話番号），登録部門（建設コンサルタントのみ）。

②　使用人数

技術関係使用人数，部門別技術関係使用人数，事務関係使用人数

③　財務諸表等

貸借対照表，損益計算書（法人のみ）。

3　情報提供システムの使用方法

(1)　ウェブページへのアクセス方法

情報提供システムへのアクセス方法について説明します。

①　URLにて直接アクセスする方法

ブラウザのアドレス欄に「http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html」を入力し，**図－５**のページへ移動して下さい。

図－５　国交省ウェブページ（参考）

②　検索サイトからアクセスする方法

検索サイトにおいて，「建設関連業 情報提供シ

ステム」と入力の上，検索すると，当該ページが上位に検索されます。

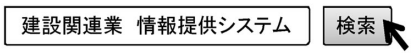

(2)　初期設定の方法等について

情報提供システムは，ウェブページから，閲覧したい業のエクセルファイルを各自ダウンロードし，エクセル（マクロ）を活用することで，企業情報を検索・閲覧することができます。

システムの使用に当たっては，マイクロソフトのエクセルの設定が必要となります。ページ内の「システム使用時の設定について」を参照の上，エクセル（マクロ）を有効化してください。

エクセル（マクロ）の設定が完了したら，エクセルファイルのダウンロードを行います。エクセルファイルはデータ容量が大きいため，閲覧したい業種ごとのエクセルファイルを選択し，ハードディスク等に保存してください。

以上で，閲覧の準備は終了です。

(3)　情報提供システムの使い方

①　まず，ダウンロードしたエクセルファイルを開きます。ファイルを開くと，**図－6**の画面が表示されますので，「要覧作成画面を開く」をクリックします。

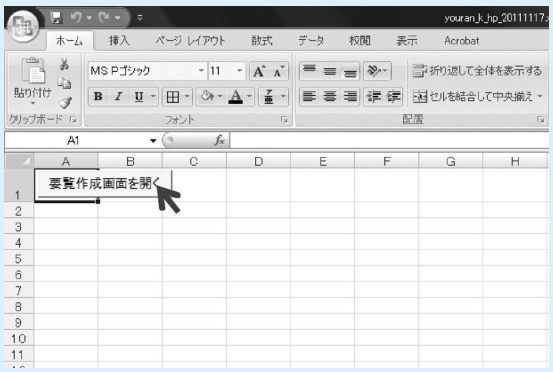

図－6

②　企業検索画面が表示されますので，閲覧したい企業に含まれる検索ワードを入力します（**図－7**）。

図－7

③　検索ワードの入力方法等

・「商号又は名称」：登録業者の商号または名称

・「登録番号」：登録業者の登録番号

（建設関連業の登録番号は，建設コンサルタントの場合：「建22-○○」，地質調査業者の場合：「質22-○○」，測量業者：「⑩-○○」ですが，検索ワードとするのは，「○○」の部分のみです）。

・「所在地」：検索ワード内に，主たる営業所，その他の営業所が含まれる業者を検索します。

なお，「商号又は名称」「所在地」においては，キーワードを含む登録業者を検索しますが，「登録番号」においては，入力された登録番号と完全に一致した登録業者のみを検索します。

④　検索ワードを入力し，検索すると，**図－8**の画面が出力されます。ここでは，閲覧したい企業の登録番号を選択します。

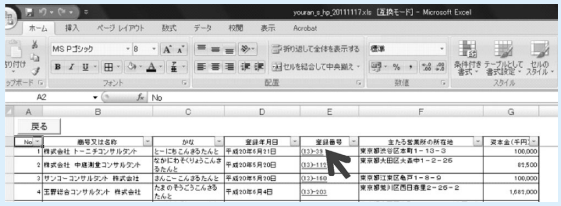

図－8

⑤　すると，新しいブックが作成され，閲覧したい登録業者情報が閲覧できます（**図－9**）。

登録番号	1234	登録年月日	平成23年11月11日
商号又は名称	○○こんさるたんと		
	株式会社　○○コンサルタント		
資本金(千円)	100,000		
営業所	主たる営業所	本社	
	〒892-0812	TEL 123-456-789	
	鹿児島県鹿児島市浜町2番5号		
営業所	その他の営業所	鹿屋支店	
	〒893-1207	TEL 234-567-891	
	鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1		
登録部門	道路部門	農業土木部門	
	鋼構造及びコンクリート部門		

使用人数	合計	大学又は高専の理工系	高等学校の理工系	その他	うち資格保有者		
					技術士		その他資格
					当該部門	その他	
技術関係使用人数	16	10	3	3	4	2	0
道路部門	5	4	0	1	2	0	0
農業土木部門	4	3	1	0	1	0	0
鋼構造及びコンクリート部門	3	2	0	1	1	1	0
登録部門以外の建設コンサルタント業務	4	1	2	1	0	0	0
事務関係使用人数	4						
合計	20						

貸借対照表(単位:千円)	平成22年12月31日　現在	会計処理方法	税抜
流動資産	178,683	株主資本	118,598
固定資産	279,053	資本金	50,000
有形固定資産	202,099	新株式申込証拠金	0
無形固定資産	1,848	資本剰余金	0
投資等	75,105	利益剰余金	84,098
繰延資産	0	自己株式申込証拠金	0
資産合計	457,736	自己株式	15,500
流動負債	161,744	評価・換算差額等	0
固定負債	177,394	新株予約権	0
負債合計	339,138	純資産合計	118,598
		負債・純資産合計	457,736

損益計算書(単位:千円)	平成22年1月 - 平成22年12月 現在	会計処理方法	税抜
売上高	216,927	販売費及び一般管理費	68,890
完成業務収入	156,568	営業利益(損失)	20,457
完成業務原価	91,504	営業外収益	1,833
完成業務総利益(損失)	65,064	営業外費用	15,561
兼業事業売上高	60,359	経常利益(損失)	6,729
兼業事業売上原価	36,076	特別利益	0
兼業事業総利益(損失)	24,283	特別損失	17,162
売上総利益(損失)	89,347	税引前当期利益(損失	-10,434
		法人税等	573
		当期純利益(損失)	11,007

図－９　情報提供システムの提供項目（例）

(4)　システムの使用例

①　特定エリア内に営業所がある業者の検索方法

「所在地」に特定エリアの名称を入力します。

例えば，「所在地」に「東京都」と入力すると，東京都内に営業所をもつ登録業者が出力されます（**図―10**）。

②　特定エリア内に営業所がある登録業者のうち商号又は名称で絞り込みをする場合

商号又は名称に特定のキーワードを入力し，「所在地」に特定エリアの名称を入力します。

図―10

例えば，「商号又は名称」に「コンサルタント」，「所在地」に「東京都」と入力すると，東京都内に営業所をもち，商号または名称にコンサルタントを含む業者が検索されます（**図―11**）。

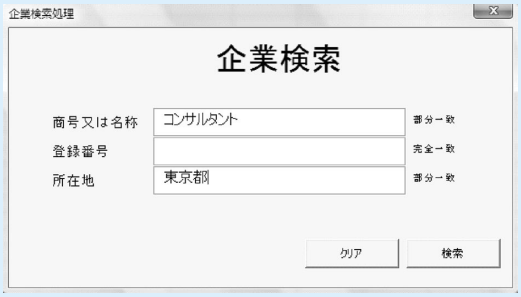

図―11

4　おわりに

公共調達に当たっては，本情報提供システムを積極的に利用いただき，登録制度を一層活用いただくことで，成果物の品質の向上や事務的負担の軽減に役立てていただければ幸いです。

その他，情報提供システムに関する問い合わせ等ありましたら，国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課建設振興第二係（03-5253-8111（代表））まで連絡ください。